

# オークションZERO会員規約

## 第 1 条 (目的)

この規約は、オークションZERO（以下「市場」という）の運営およびブランド品二次流通の必要事項について定め、市場参加者の取引の安定化および模造品の撲滅を目的とする。

## 第 2 条 (参加者の定義)

市場参加者の定義は次のとおりとする。

### (1) 会主及び事務局

- ①市場事務局を設置し、これを管理・運営・統制すること
- ②売主・買主の市場参加を承認すること
- ③古物営業法に基づく取引の管理をすること

### (2) 売主

- ①売主の所在地を管轄する公安委員会が認可した古物許可証を有すること
- ②本規約を遵守し、事務局の指示のもと、古物を当市場で出品販売すること

### (3) 買主

- ①買主の所在地を管轄する公安委員会が認可した古物証を有すること
- ②本規約を遵守し、古物を当市場で購入すること

## 第 3 条 (市場開催)

市場の開場およびタイムスケジュールは原則下記の通りとする。但し、変更がある場合は事前に連絡する。

毎月 第二及び第四 水曜日

## 第 4 条 (市場参加者の承認)

市場に参加しようとする者は、以下の手続きをもって事務局の承認を得なければならない。

- (1) 参加登録用紙の提出
- (2) 古物商許可証の写しの提出
- (3) 入会金の支払い ￥10,000 (一社あたり)
- (4) その他事務局が求める書類の提出ならびに事務手続き

## 第 5 条 (市場参加費等)

売主・買主が、当市場に参加する際には、下記市場参加費を事務局に支払うものとする。

￥3,000 (一人単位)

## 第 6 条 (市場参加者承認の取り消し)

事務局は、市場参加者が次の各号の一に該当した場合、何らの通知催告を要せず事務局の判断により、市場参加者承認の取り消しを行なうことができる。

- (1) 市場参加者の古物商の営業許可が取り消しとなったとき
- (2) 市場参加者として不適当であると、事務局が判断するに相当する事由があるとき
- (3) 本規約に違反したとき
- (4) 参加者の自己申告によるとき

市場参加者承認の取り消しについては、登録時に提出した書類の返却及び入会金の返金は行わない。

#### 第 7 条（売主の責務）

- (1) 商品の真贋及び欠損等について明確にする。
- (2) 出品物の搬入日時については、事務局の指示に従うものとする。
- (3) 売り終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、売り商品の確認をする。
- (4) 搬送時のダンボール等の梱包用品は売主にて管理するものとする。正当な事由なく搬出を怠った場合、事務局は自己の判断でこれを処分できる。また、その処分に要した費用は売主がこれを負担するものとする。

#### 第 8 条（買主の責務）

- (1) 商品の真贋及び欠損等について確認する。
- (2) 売り終了後、事務局より発行される売買明細書に基づき、買い商品の確認をする。
- (3) 搬送時のダンボール等の梱包用品は買主が管理するものとする。正当な事由なく搬出を怠った場合、事務局は自己の判断でこれを処分できる。また、その処分に要した費用は買主がこれを負担するものとする。

#### 第 9 条（市場運営費）

市場運営費は、売主および買主がこれを負担するものとし、事務局に支払う市場運営費 次のとおりとする。

- (1) 売主が事務局に支払う市場運営費について  
売主は、原則として古物の販売に係る売買成約額の0%とする。尚、事務局の判断により必要と認めるときは、売主と個別契約を締結するものとし、売主はこの別に定める個別契約に基づき市場運営費を支払うものとする。
- (2) 買主が事務局に支払う市場運営費について  
買主が事務局に支払う市場運営費は、古物購入額の5%を事務局に支払うものとする。尚、事務局の判断により必要と認めるときは、買主と個別契約を締結するものとし、買主はこの別に定める個別契約に基づき市場運営費を支払うものとする。

前項に掲げる市場運営費は、古物売買が成立した時点をもって、売主買主ともに事務局に対し支払義務が生じる。

#### 第 10 条（古物に関する保証）

- (1) 保証を要する商品（原則として機械製品に限る）の保証期間は、せり売り日（売買成立日）を起算日として2週間とする。よって、この保証期間経過後は、買主はいかなる理由があろうと売主に対し保証義務の履行を要求することはできない。
- (2) 売買成立後の商品真贋につき、疑念がある場合は、せり売り日（売買成立日）を起算日として1週間とし、事務局の仲介による売主と買主の協議を行うものとする。
- (3) 売買成立時に判明していた物品の欠損について、本条は適用されない。
- (4) 返品保証された物品の所有権は売主に存するものとし、返品商品については、処分費用（送料・返金時の振込み手数料等）を含む一切の責を売主が有する。
- (5) 保証期間内に売主買主間の協議が成立しなかった場合には、事務局に裁定を委ねるものとし、その裁定をもって最終とし、両者は異議を申し立てない。

#### 第 11 条（市場内の古物管理）

- (1) 市場内古物の所有権は、せり売りまでは売主に帰属し、せり売り終了後は買主に帰属する。
- (2) 物品の滅失・毀損・盗難等が発生した場合、事務局に故意もしくは重大な過失がある場合を除き、その責任は所有権を有する売主買主がその責任を負うものとする。

#### 第12条（決済の方法）

- (1) 古物売買の代金は、現金をもって決済することとする。
- (2) 事務局は決済の円滑化を図る為に、売買明細書を発行する事とする。尚、売買明細書の再発行は、原則しない事とする。
- (3) 事務局は売主買主間の債権債務について、代位弁済および立替払いをする義務を有さない。

#### 第13条（禁止事項） 市場参加者に対し以下の事項を禁止する。

- (1) 売主買主が市場内において、市場を経由せずに直接古物売買を行なうこと
- (2) 本規約に違反すること
- (3) 当市場およびその他の第三者の権利、利益、名誉を損ねること
- (4) 虚偽の情報により市場参加者登録をすること
- (5) 市場参加者資格を第三者に貸与・譲渡すること
- (6) 市場参加者資格を第三者と共用すること
- (7) 市場参加者たることで取得した他者の秘密を漏洩すること

#### 第14条（個人情報の取り扱い）

事務局は原則として、市場参加者情報を市場参加者の同意なく、第三者に開示しない。ただし、以下の場合には市場参加者の事前の同意なく、これらの情報を開示できる。

- (1) 公官庁等の公共機関から法律に定める権限に基づき開示を求められた場合
- (2) 当市場の権利、利益、名誉等を保護する為に必要であると判断した場合

#### 第15条（付帯事項）

##### (1) 参加について

- ①参加者は、事務局に対してメール・電話等による参加申込が必要となる。
- ②参加人数は原則1社2名とする。但し、事務局の承認が有る場合のみ2名以上可とする。
- ③事前申込の無い場合は事務局の判断にて、参加を拒否する事が出来る。
- ④事務局の判断により必要と認めるときは、参加者と個別契約を締結するものとし、参加者は個別契約に基づき参加申込をする。
- ⑤登録事項に変更がある場合は、速やかに事務局に連絡をする事とする。
- ⑥会員制限をしている関係で、連続3回参加されない場合は、会員資格を消失する事とし登録時に提出した書類及び入会金の返金は行わない。  
但し、事務局の承認が有る場合はこの限りではない。

##### (2) 委託販売品の取り扱いについて

- ①委託商品の販売については、一社につき1人分の参加料を事務局に支払う事とする。
- ②売上代金の振込みが必要の場合、振込み手数料は売主の負担とする。
- ③商品の返送に伴う費用は、全て売主の負担とする。

##### (3) 売買商品の管理について

- ①売り商品については、売主が商品を管理する為に、原則、荷札等を付ける事とする。
- ②買主は、商品を買った時点で商品を再度確認する事とし、第10条（古物に関する保証）以外の責務は、売主にないものとする。